

低入札価格調査対象工事に係る施工体制等の確認に関する事務処理要領

平成24年5月31日制 定

平成27年4月1日改 正

1 趣旨

この要領は、県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請業者等へのしわ寄せを防止し、もって工事の安全と品質を確保するため、低入札価格調査を経て契約を締結した工事について、施工体制等及び下請業者等への代金の支払状況の確認を行う場合の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) この要領において「工事」とは、県の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(2) この要領において「低入札価格調査」とは、建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第1項に規定する調査をいう。

3 下請工事等の発注の原則

県は、元請業者に対し、下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注するよう求めるものとする。

4 確認の対象及び方法

県は、低入札価格調査を経て契約を締結した工事（以下「対象工事」という。）について、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 施工体制等

県は、元請業者から提出された下請負人名簿又は主要資材購入先名簿に記載された下請契約の内容又は主要資材の購入予定の状況が、低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容と概ね相違ないか確認を行うものとする。

(2) 下請業者等への代金の支払状況

県は、対象工事の元請業者に対して、対象工事に関する下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」と総称する。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を別記様式第1号により翌月10日までに提出するよう求め、建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設工事請負契約約款に適合する支払がなされているか確認を行うものとする。

5 調査の実施

県は、4の確認の結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関し、さらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することができるものとする。

6 下請工事等の内容の変更

県は、元請業者に対し、やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、あらかじめ別記様式第2号による下請負契約の変更に関する理由又は別記様式第3号による主要資材の購入契約の変更に関する理由を届出するよう求めるものとする。

7 不適切な事案に対する措置

県は、4の確認又は5の調査による不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合若しくは6の下請工事等の内容の変更に関し、その理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講ずるものとする。

8 周知方法

3から7までの規定については、その内容を入札条件及び入札公告に記載する。

9 その他

この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日以降に公告又は指名通知する工事から施行する。

様式第1号

下請業者等への代金の支払状況の確認に関する資料提出書

平成 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の工事の下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）への代金の支払状況に関する資料を別紙のとおり提出します。

なお、当該資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

また、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況等に関し、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等が行われる場合には、誠実に協力します。

1 工 事 名：

2 工 事 箇 所：

3 請 負 金 額：

4 工 期：

5 特定建設業者： 該 当 ・ 非 該 当

※該当する項目に○を記入すること

(別紙)

下請業者等への代金の支払状況

【工事名： _____ 〔平成 年 月支払分〕】

支払先		契約内容			既払金額	今回支払内容				前払金		工事的物の引渡し		請求日	支払日
商号・名称	許可番号 (許可年月日)	内容	分類	契約金額		出来高	支払金額	支払手段		使用の有無	使用金額	引渡しの有無	引渡し日		
								現金率	手形率 (サイト)						
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	%		千円				

(注1) 同一業者と複数の契約を行っている場合は、一契約単位ごとに記入すること。
(注2) 前払金の欄については、県から支払済の前払金を、下請業者等への支払に充てた場合に記入すること。

- ※1 元請負人は、県から出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その日から1か月以内のできる限り短い期間に、その支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、支払いを受けた額に相当する下請代金を支払うこと。また、次の事項に留意すること。(建設業法第24条の3第1項、建設産業における生産システム合理化指針について(H3.2.5建設省経構発第2号))
 - ・下請業者等への支払いは、できる限り現金払いとし、手形払いを併用する場合には、現金払いの比率を高めること。また、下請代金のうち、労務費相当分については、現金払いとすること。
 - ・手形払いの期間は、120日以内で、できる限り短くするとともに、一般の金融機関による割引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- ※2 元請負人は、県から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。(建設業法第24条の3第2項)
- ※3 特定建設業者である元請業者は、県からの工事代金の支払いの有無に拘らず、下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは、50日以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。また、当該下請代金を手形により支払う場合は、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付してはならない。(建設業法第24条の5第1項、及び同条第3項)

(別紙)

記載例

下請業者等への代金の支払状況

【工事名：国道〇〇〇号 道路改良工事（△工区） [平成24年11月支払分]】

支払先		契約内容			既払金額	今回支払内容				前払金		工事的物の引渡し		請求日	支払日
商号・名称	許可番号 (許可年月日)	内容	分類	契約金額		出来高	支払金額	支払手段		使用の有無	使用金額	引渡しの有無	引渡し日		
								現金率	手形率 (サイト)						
□□□建設㈱	国土交通大臣 広島県 知事 般・特 11111 号 (H23・12・21)	掘削工	下請 材 料 その他	千円 20,000	千円 18,000	% 100	千円 2,000	% 100	% 0 (日)	有	千円 2,000	有	H24.10.16	H24.10.18	H24.11.15
☆☆☆建設㈱	国土交通大臣 知事 般・特 22222 号 (H22・11・11)	法面整形工	下請 材 料 その他	千円 10,000	千円 6,000	% 80	千円 1,200	% 50	% 50 (60日)	有	千円 1,200	無	—	H24.10.18	H24.11.15
〇〇〇〇建設㈱	国土交通大臣 知事 般・特 33333 号 (H23・10・10)	法面工	下請 材 料 その他	千円 50,000	千円 20,000	% 60	千円 7,000	% 50	% 50 (90日)	無	千円	無	—	H24.10.18	H24.11.15
◇◇警備保障㈱	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号	警備委託	下請 材 料 その他	千円 5,000	千円 1,300	%	千円 200	% 100	% 0 (日)	無	千円	—	—	H24.10.17	H24.11.15
△△生コン協同組合	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号	生コン購入	下請 材 料 その他	千円 20,000	千円 7,000	%	千円 2,000	% 100	% 0 (日)	有	千円 2,000	—	—	H24.10.19	H24.11.15
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				
	国土交通大臣 知事 般・特 (H . .) 号		下請 材 料 その他	千円	千円	%	千円	%	% (日)		千円				

(注1) 同一業者と複数の契約を行っている場合は、一契約単位ごとに記入すること。
(注2) 前払金の欄については、県から支払済の前払金を、下請業者等への支払に充てた場合に記入すること。

- ※1 元請負人は、県から出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その日から1か月以内のできる限り短い期間に、その支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、支払いを受けた額に相応する下請代金を支払うこと。また、次の事項に留意すること。(建設業法第24条の3第1項、建設産業における生産システム合理化指針について(H3.2.5建設省経構発第2号))
 - ・下請業者等への支払いは、できる限り現金払いとし、手形払いを併用する場合には、現金払いの比率を高めること。また、下請代金のうち、労務費相当分については、現金払いとすること。
 - ・手形払いの期間は、120日以内で、できる限り短くするとともに、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- ※2 元請負人は、県から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。(建設業法第24条の3第2項)
- ※3 特定建設業者である元請業者は、県からの工事代金の支払いの有無に拘らず、下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは、50日以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。また、当該下請代金を手形により支払う場合は、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付してはならない。(建設業法第24条の5第1項、及び同条第3項)

下請負契約の変更に関する理由書

平成 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

この工事について、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は、次のとおりです。

1 工事名： _____

2 工事箇所： _____

3 請負金額： _____

4 工期： _____

5 変更内容

	下請業者の 商号又は名称	所在地	許可番号 (許可年月日)	許可業種	契約内容	契約金額 (見積金額)	技術者氏名	技術者資格
変更前			国土交通大臣 知事 般・特 号 (H . . .)			千円		イ・ロ・ハ
変更後			国土交通大臣 知事 般・特 号 (H . . .)			千円		イ・ロ・ハ

- ※ 1 許可番号については、必要なものを○で囲むこと。
- 2 許可業種は、下請業者の有する許可のうち、当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。
- 3 技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲むこと。

6 理由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

- (注) 1 変更後の下請業者の許可証及び許可申請書又は変更届出書の写しを添付すること。
- 2 変更後の契約内容を確認できる資料（見積書の写し等）を添付すること。
- 3 技術者資格に係る資格者証等（監理技術者資格者証を有している場合は、監理技術者資格者証）の写しを添付すること。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）
- 4 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 5 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更理由書を再提出すること。
- 6 実際に下請契約を締結した場合は、契約約款第7条に基づき、下請負人名簿を提出すること。

主要資材の購入契約の変更に関する理由書

平成 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

この工事について、低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は、次のとおりです。

1 工事名: _____

2 工事箇所: _____

3 請負金額: _____

4 工期: _____

5 変更内容

	資 材 名	購 入 先	購 入 先 所 在 地	単 位	数 量	単 価
変更前						千円
変更後						千円

6 理 由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

- (注) 1 購入内容変更後の主要資材購入先名簿を添付すること。
- 2 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更理由書を再提出すること。